令和８年11月９日

東山配水区における水道水の臭気発生について（第15報）

上水道施設課

この度は、市民の皆様には大変なご心配をおかけしております。

東山浄水場の水道水の各採水日における水質検査結果は下記のとおりです。11月２日採水分以降、2-MIB※が目安（基準）となる１リットルあたり10ナノグラム（ng/L）の基準を満たす数値となっています。

注）１ナノグラムとは（ng）１グラム（g）の十億分の１

ただし、原水の臭気状況は安定化していない状況であることから、引き続き、現在の対策を継続的に実施し、給水を継続してまいります。

※2-MIB：「2-メチルイソボルネオール」植物プランクトンにより生成されるカビ臭の原因物質。
※無毒性・安全性の根拠については、添付の参考資料をご参照ください。

【検査結果】（１リットルあたり）※同一箇所での検査結果

○１０月１６日採水分　　１２～２５ナノグラム（１０月１９日公開済み）
○１０月１９日採水分　　１０～２３ナノグラム（１０月２１日公開済み）
○１０月２０日採水分　　５～１９ナノグラム（１０月２１日公開済み）
○１０月２１日採水分　１未満※～１５ナノグラム（１０月２２日公開済み）
○１０月２２日採水分　　５～１４ナノグラム（１０月２３日公開済み）
○１０月２３日採水分　　３～　６ナノグラム（１０月２６日公開済み）
○１０月２４日採水分　１未満※～１８ナノグラム（１０月２７日公開済み）
○１０月２５日採水分　　２～１０ナノグラム（１０月２７日公開済み）
○１０月２６日採水分　１未満※～　８ナノグラム（１０月２７日公開済み）
○１０月２７日採水分　１未満※～３７ナノグラム（１０月２８日公開済み）
○１０月２８日採水分　１未満※～１８ナノグラム（１０月２９日公開済み）
○１０月２９日採水分　１未満※～１４ナノグラム（１０月３０日公開済み）
○１０月３０日採水分　　６～１４ナノグラム（１１月　２日公開済み）
○１０月３１日採水分　１未満※～１５ナノグラム（１１月　４日公開済み）
○１１月　１日採水分　１未満※～１１ナノグラム（１１月　４日公開済み）
○１１月　２日採水分　１未満※～１０ナノグラム（１１月　４日公開済み）
○１１月　３日採水分　１未満※～　８ナノグラム（１１月　５日公開済み）
○１１月　４日採水分　１未満※～　６ナノグラム（１１月　５日公開済み）
○１１月　５日採水分　　１～　８ナノグラム（１１月　６日公開済み）
○１１月　６日採水分　　４～　９ナノグラム

※検出限界値1ng/L未満

【今後の見通し】

2-MIB の数値は低下傾向でありますが、**原水の臭気状況は安定化していない状況のため、今後も続くことが想定されます。**引き続き、現在の対策を継続して実施してまいります。

【現在の対策】

・原水の臭気を抑えるため、浄水処理での活性炭処理を２か所で実施しています。
・市内の臭気の影響範囲を縮小化するため、他の浄水場の水道水を東山浄水場の給水範囲に２か所から注入しています。
・水道管内の臭気のある水道水を、市内４か所で排水（捨水）しています。
・水質検査等を行い、配水の監視を強化しています。

【その他】

・飲用等にお使いになる際、万が一、臭気が気になる場合は、煮沸してから使用すると臭いが感じられなくなりますので、お試しください。煮沸によって塩素が抜けた水道水は、雑菌が繁殖しやすいのでお早めにお使いください。
・本市では、この事案による浄水器などの斡旋等は行っておりません。悪質な訪問販売等には十分ご注意ください。

〇ご不明な点は以下の問い合わせ先へご連絡ください。

会津若松市上下水道局上水道施設課　２２―６１７７
会津若松アクアパートナー（株）　　２２－６１７１

【参考資料】2-MIB の法的位置づけと無毒性・安全性の根拠

2-MIB の法的位置づけ並びに人体への無毒性・安全性については、国の関係法令・通知に基づき以下のように整理されます

【水質基準上の分類】
2-MIB は、水道法の全 52 項目の水道水質基準のうち、病原微生物や重金属等の「健康関連項目」ではなく、**味や臭気等に関する「生活上支障関連項目」に分類**されています。

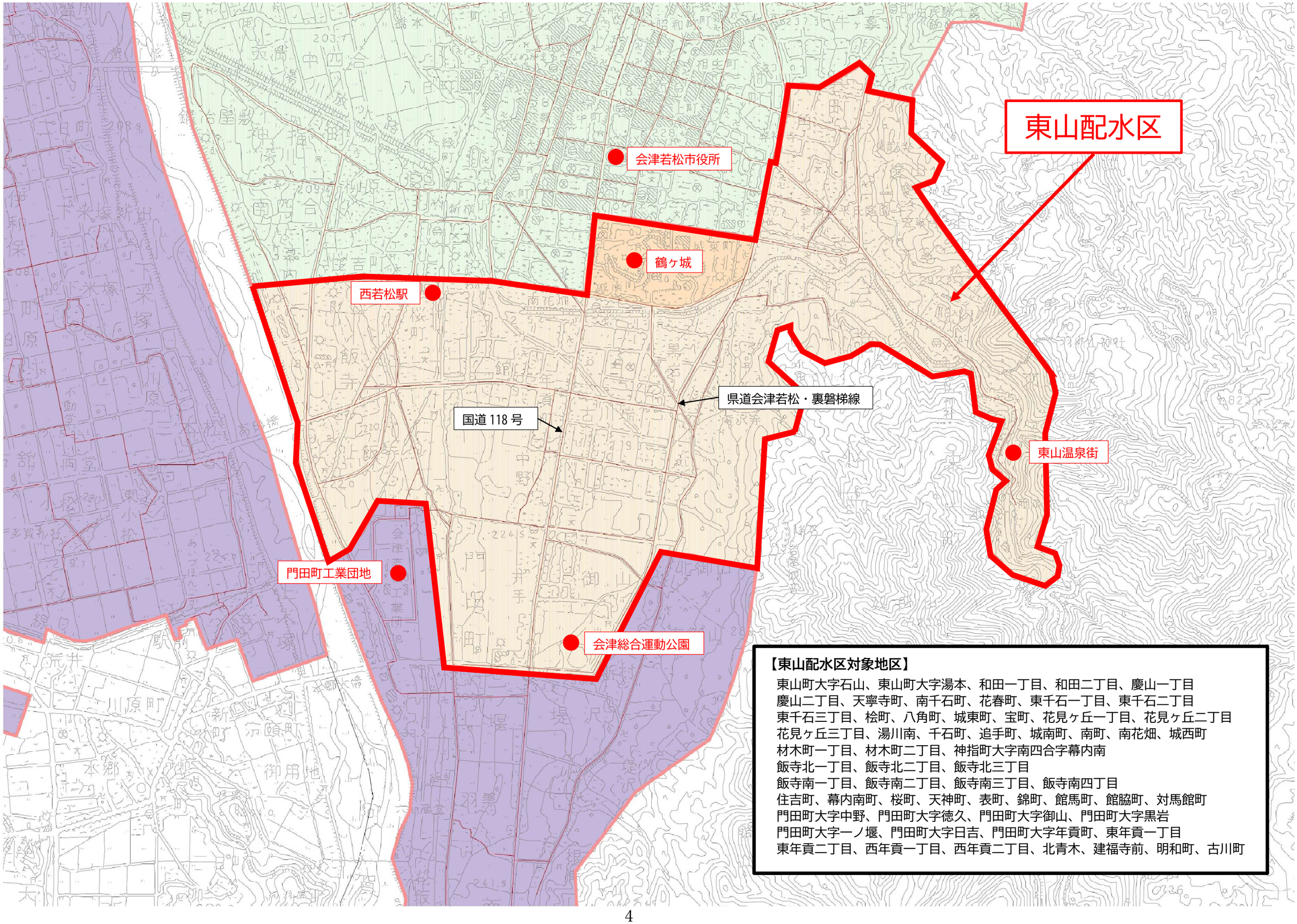
【基準値設定の目的】
本項目における基準値（10 ng/L）は、人間が不快なカビ臭さを感じないようにするための「快適性の基準（生活利用上の障害防止）」として設定されたしきい値であり、**人体への毒性や発がん性・病原性等の健康リスクに基づくものではありません。**
（根拠通知等：「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」健水発第 1010001 号通知による）。

【給水停止との相違点】
病原微生物やシアン・水銀等の健康関連項目とは異なり、2-MIB 等の生活上支障関連項目の基準超過時には**「直ちに取水・給水停止」を要するものではなく、浄水処理等による低減化対策を実施するとされています。**
（根拠通知等：「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」健水発第 1010001 号通知別添 3 による）。

【水道水質基準全 52 項目と水質異常時の対応区分一覧】
水道水質基準全 52 項目（令和 8 年 4 月 1 日施行・PFOS/PFOA 追加後の最新基準）について、水質事故時における各物質の概要、給水停止の要否一覧を別紙に整理掲載します。
（根拠通知等：「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の基本的な考え方について」平成 28 年 3 月 31 日 生食水発 0331 第 3 号による）。

なお、概要は以下のとおり。

区分	番号	対応	基準項目
健康関連項目	1, 2, 4, 10 （計 4 項目）	緊急停止	一般細菌、大腸菌、水銀及びその化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン
	3, 5, 6, 7, 8, 9, 11 ～ 32 （計 28 項目）	摂取制限 （飲用制限）	・重金属・自然由来（カドミウムなど）、 ・窒素化合物（亜硝酸帯窒素など））、 ・有機溶剤・VOC 類（四塩化炭素など） ・有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）、 ・消毒副生成物類・その他（塩素酸など）
生活上支障関連項目	33 ～ 52 （計 20 項目）	**低減化対策**	・金属・無機物等（亜鉛など） ・洗剤・**異味異臭物質**（**2-MIB** など） ・性状・性状指標（有機物など）



【東山配水区対象地区】

東山町大字石山、東山町大字湯本、和田一丁目、和田二丁目、慶山一丁目
慶山二丁目、天寧寺町、南千石町、花春町、東千石一丁目、東千石二丁目
東千石三丁目、桧町、八角町、城東町、宝町、花見ヶ丘一丁目、花見ヶ丘二丁目
花見ヶ丘三丁目、湯川南、千石町、追手町、城南町、南町、南花畑、城西町
材木町一丁目、材木町二丁目、神指町大字南四合字幕内南
飯寺北一丁目、飯寺北二丁目、飯寺北三丁目
飯寺南一丁目、飯寺南二丁目、飯寺南三丁目、飯寺南四丁目
住吉町、幕内南町、桜町、天神町、表町、錦町、館馬町、館脇町、対馬館町
門田町大字中野、門田町大字徳久、門田町大字御山、門田町大字黒岩
門田町大字一ノ堰、門田町大字日吉、門田町大字年貢町、東年貢一丁目
東年貢二丁目、西年貢一丁目、西年貢二丁目、北青木、建福寺前、明和町、古川町